

皇室誕育令

第一條 皇子ノ誕生ニハ宮内大臣若
ハ内大臣ヲシテ産殿ニ候セシム
恭テ按スルニ本令ニ皇子ト稱ス
ルハ皇男子皇女子ヲ總稱ス在昔
皇子ノ誕生ニハ關白大臣等皇后
ノ産殿ニ候スルコトアリ今此ノ
典例ヲ參酌シ宮内大臣若ハ内大
臣ヲシテ往キテ之ニ候シ其ノ狀

ヲ具シテ回奏セシムルコトトス
皇庶子誕生ノ場合ニ在テモ亦同
シ

第二條 皇子誕生シタルトキハ宮内
大臣直ニ之ヲ公告ス

恭テ按スルニ宮内大臣ノ公告ハ
掲ケテ皇室典範第三十三條ニ在
リ茲ニ其ノ時期ヲ明ニス宜ク皇
子ノ誕生ヲ具奏スルト同時ニ臣
庶ヲシテ知悉セシムヘキナリ

第三條 皇子誕生シタルトキハ天皇
之ニ名ヲ命ス

恭テ按スルニ皇子ノ命名天皇ノ
御撰ニ出ツルハ古來ノ典例ナリ
命名ノ期日ハ誕生後第七日ニ於
テス但シ別ニ宮跡ヲ勅授シ臣民
ノ稱呼ニ便ニスルハ仍現行ノ制
ニ遵フ

第四條 皇子ノ命名ハ宮内大臣直ニ

之ヲ公告ス

恭テ按スルニ本條ノ義ハ第二條

ニ同シ

第五條 皇子ノ誕生命名ハ之ヲ賢所
 皇靈殿神殿ニ奉告ス
 恭テ按スルニ皇子ノ誕生命名ヲ
 賢所皇靈殿神殿ニ奉告スルハ維
 新以後ノ例ニ係ル亦孝敬ヲ申フ
 ルニ在リ

第六條 皇子誕生シテ五十日ニ至ル

トキハ賢所皇靈殿神殿ニ謁ス但シ

事故アルトキハ其ノ期ヲ延フルコ

トヲ得

恭テ按スルニ維新以後皇室ノ例

皇子誕生後三十日ニ至レハ賢所

皇靈殿神殿ニ謁ス然レトモ皇室

ノ古例皇子ノ御宮參ト稱スルノ

式ハ百二十日ニ於テ之ヲ行フ茲

ニ五十日ト規定セシハ誕生後五

十日ニ於テ慶儀アリシ古例ヲ參酌ス

第七條 皇族ノ子ノ誕生ニハ宮内高等官ヲ遣シ其ノ第二候セシム但シ場合ニ依リ他ノ高等官ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

恭テ按スルニ本條ノ義亦第一條ニ准ス此ノ場合ニ於テ宮内高等官又ハ他ノ高等官ハ狀ヲ具シテ宮内大臣ニ稟申シ宮内大臣之ヲ執奏スルモノトス

帝室御紀
卷之八

第八條 皇太子皇太孫ノ子誕生シタ

ルトキハ天皇之ニ命スヘキ名ヲ賜

フ

恭テ按スルニ天皇賜名ノ典ヲ以

テ特ニ皇太子皇太孫ノ子ニ繫ケ

タルハ禮ニ於テ宜ク重キニ從フ

ヘキモノアルヲ以テナリ

第九條 親王王ノ子誕生シタルトキ
ハ直系尊屬之ニ名ヲ命ス
恭テ按スルニ親王王ノ子ハ固ヨ
リ皇太子皇太孫ノ子ト其ノ禮ヲ
殊ニセサルヘカラス故ニ直系尊
屬之ニ名ヲ命ス

第十條 皇太子皇太孫ノ子ニハ第二
條第四條第五條第六條ノ規定親王
王ノ子ニハ第二條第四條第六條ノ
規定ヲ准用ス

恭テ按スルニ本條皇太子皇太孫
ノ子親王王ノ子ト各條ノ准用ヲ
同クセサルハ一ニ前條ノ理由ニ
同シ

第十一條 皇族ノ誕生命名ニ關スル
事項ハ圖書頭之ヲ皇統譜ニ登録ス
恭テ按スルニ皇族ハ皇統譜ノ登
録ニ由テ其ノ本支長幼ノ序ヲ觀
ルコトヲ得ヘシ登録ノ規定ハ別
ニ之ヲ定ム

陸軍服役條例中改正ノ件

右謹テ上奏シ恭シク

聖裁ヲ仰キ候セテ樞密院ノ議ニ付

セラレムコトヲ請フ

明治三十五年五月二十七日

内閣總理大臣伯爵桂 太郎

文書備考
陸軍部
陸軍服役條例
明治三十五年五月二十七日